

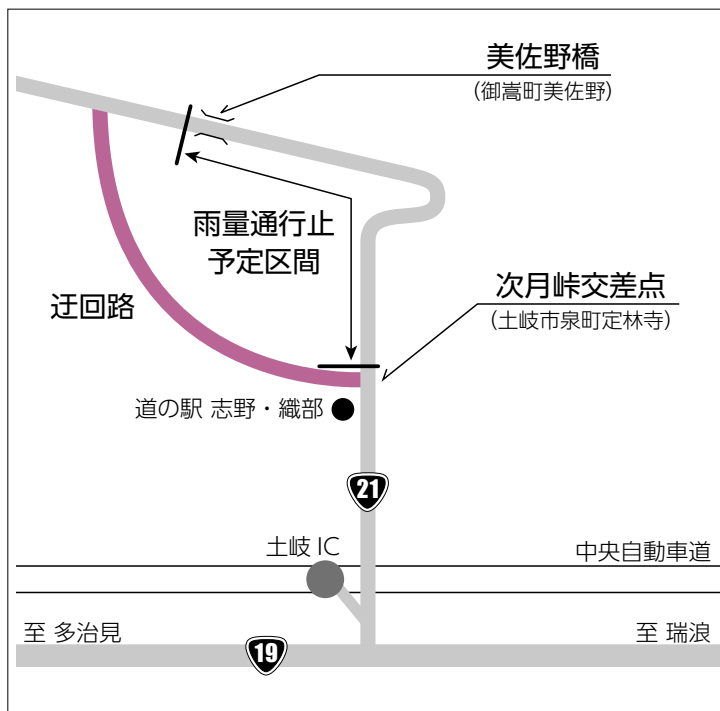
国道21号御嵩町次月地区 大雨時は通行止を行います

利用者の安全を確保するため国道21号の防災対策工事を進めていますが、下記の場合は次月峠交差点～美佐野橋（右図）区間が通行止となります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

〈通行止を実施する場合〉

- ①連続雨量が100ミリに達した場合
  - ②その他通行に危険と判断された場合
- ※降雨状況、規制情報は下記のURLでご覧になれます。  
 [多治見砂防国道事務所ホームページ]  
<http://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/>

**問** 国土交通省多治見砂防国道事務所道路管理課  
 (☎⑤8027)  
 または瑞浪国道維持出張所(☎⑧4591)



介護保険サービスの利用者負担額の減額

■施設利用者の利用者負担額の減額

介護保険施設に入所している方およびショートステイを利用している方で、次の要件を満たす方は、居住費および食費の利用者負担額の減額が受けられます。該当する方は、高齢介護課で「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービス事業者に提示してください。

対象となる方

要介護・要支援認定を受けた方で、次のいずれかに該当する方

- ▷市民税非課税世帯  
 (利用者本人および家族全員が市民税非課税)の方
- ▷生活保護世帯の方



■社会福祉法人等利用者負担額の減額

社会福祉法人などの利用者負担減免措置実施事業所（市内では、とき陶生苑・市社会福祉協議会）が行う介護保険サービスを利用している方の利用者負担額の4分の1を減額します。

対象となる方

要介護・要支援認定を受けた市民税非課税世帯で、次の全てに該当する方

- ①非課税収入および仕送りなどを含む年間収入が、単身世帯で150万円（世帯員が1人増すごとに50万円加算した額）以下であること
- ②有価証券および預貯金などの合計額が、単身世帯で350万円（世帯員が1人増すごとに100万円加算した額）以下であること
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

**問** 高齢介護課介護保険係（内線157）